

学校法人関東学院寄附行為

(昭和26年2月15日制定)

第1章 総則

(目的)

第1条 本法人は、教育基本法、学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、キリスト教に基づき、学校教育及び保育を行うことを目的とする。

2 本法人は、前項の目的を達成するため、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、設置する学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るように努めるものとする。

(名称)

第2条 本法人は、学校法人関東学院と称する。

(設置する学校)

第3条 本法人は、第1条の目的を達成するため、次の学校を設置する。

- 一 関東学院大学 大学院 文学研究科 経済学研究科 法学研究科 工学研究科
看護学研究科
文学部 現代社会学科
国際文化学部 英語文化学科 比較文化学科
社会学部 現代社会学科
経済学部 経済学科 経営学科
経営学部 経営学科
法学部 法学科 地域創生学科
理工学部 理工学科
建築・環境学部 建築・環境学科
人間環境学部 現代コミュニケーション学科 人間環境デザイン学科
人間共生学部 コミュニケーション学科 共生デザイン学科
栄養学部 管理栄養学科
教育学部 こども発達学科
看護学部 看護学科
- 二 関東学院高等学校 全日制課程 普通科
- 三 関東学院六浦高等学校 全日制課程 普通科
- 四 関東学院中学校
- 五 関東学院六浦中学校
- 六 関東学院小学校
- 七 関東学院六浦小学校
- 八 関東学院六浦こども園 (幼保連携型認定こども園)
- 九 関東学院のびのびのば園 (幼保連携型認定こども園)

(収益事業)

第3条の2 本法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- 一 不動産賃貸業

(事務所)

第4条 本法人は、事務所を神奈川県横浜市金沢区六浦東一丁目50番1号に置く。

第2章 役員及び理事会

(役員)

第5条 本法人に、次の役員を置く。役員は第1条の目的を達成するのに適当な者でなければならない。その基礎資格は別に定める。

- 一 理事 19人又は20人
- 二 監事 3人

2 理事のうち1人を理事長とし、理事長以外の理事のうち4人以内を常務理事とする。

(特別利益供与の禁止)

第5条の2 本法人は、その事業を行うにあたり、理事、監事、評議員、職員その他の本法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 関東学院長、関東学院大学長、関東学院高等学校長及び関東学院六浦高等学校長並びに理事会

において選任された関東学院小学校長又は関東学院六浦小学校長及び関東学院六浦こども園長又は関東学院のびのびのば園長

二 関東学院大学評議会評議員のうちから互選され、理事会において選任された者4人

三 第22条第1項第七号から第九号までに掲げる評議員のうちから、それぞれの母体が推薦した、各1人について、評議員会において選任された者3人

四 学識経験者及び本法人の職員（教員その他の職員を含む。以下同じ。）から評議員会の意見を聴き、理事会において選任された者4人又は5人

五 学外有識者から、評議員会の意見を聴き、理事会において選任された者1人

六 関東学院法人事務局局长

2 前項第一号から第三号までに掲げる理事及び第六号の理事は、第一号の役職、第二号の大学評議会評議員、第三号の評議員又は第六号の役職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

（監事の選任）

第7条 監事は、本法人の理事、評議員、職員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者のうちから、理事会の意見を聴き、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に際しては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

3 第1項の規定により選任された監事のうち1人を、理事長の推薦により、理事会において常勤監事として選任することができる。その職を解任するときも、同様とする。

4 監事の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、原則として連続して8年を超えないものとする。

（監事の職務）

第8条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

一 本法人の健全な経営と発展及び教育研究機能の向上を目指し、本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務の執行状況その他経営全般にわたり監査を行うこと。

二 本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該年度終了後2箇月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

三 第一号の規定による監査の結果、本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは本寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

四 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

五 本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。

2 前項第四号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。ただし、第12条第6号の定めにかかわらず、この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

3 監事は、理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（役員任期）

第9条 役員（第6条第1項第一号及び第六号に掲げる理事を除く。以下、本条において同じ。）の任期は4年とする。ただし、補欠の役員の任期は、理事長及び常務理事を除き前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任を妨げない。

3 役員はその任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務（理事長、学院長又は常務理事にあってはその職務を含む。）を行うものとする。

（役員補充）

第10条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

（役員解任及び退任）

第10条の2 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員会の意見を聴き、理事総数（現に在任する理事及び任期満了後なおその職務を行う理事の総数をいう。以下同じ。）の4分の3以上

出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決により、解任することができる。ただし、監事の解任については、評議員会の同意を得なければならない。

- 一 法令の規定又は本寄附行為に著しく違反したとき。
- 二 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- 三 職務上の義務に著しく違反したとき。
- 四 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了
- 二 辞任
- 三 死亡
- 四 私立学校法第38条第8項第一号又は第二号に該当するに至ったとき。

(学院長の職務及び選任等)

第11条 本法人に、学院長を置く。

2 学院長は、第1条の目的に従って本法人が設置する学校の教学を統轄し、教学と経営との調和発展を図るものとする。

3 学院長は、評議員会の意見を聴き、理事会において理事総数の過半数の議決により選任する。その職を解任するときも、同様とする。

4 学院長の任期は4年とする。ただし、再任を妨げない。

(理事会)

第12条 本法人に、理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、本法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長は、学院長又は理事5人以上から、会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、14日以内に理事会を招集しなければならない。

5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により会議の7日前までに、通知を発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

6 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

7 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、学院長又は招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

8 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。ただし、第11項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。

9 理事会の議事は、法令及び本寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

10 議長は理事として議決に加わることができない。

11 理事会の議案について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(理事会の審議及び管掌事項)

第12条の2 次の事項は、理事会において審議議決する。

- 一 役員を選任及び解任に関する事項
- 二 予算及び決算に関する事項
- 三 事業計画及び事業報告に関する事項
- 四 寄附行為、諸規程、職制及び学則に関する事項
- 五 資産の管理及び処理に関する事項
- 六 収益事業に関する重要事項
- 七 寄附金品の募集に関する事項
- 八 教職員の任免、俸給の決定及びその職務に関する事項
- 九 評議員会の審議及び諮問に関する事項
- 十 合併及び解散に関する事項
- 十一 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準に関する事項
- 十二 役員損害賠償に関する事項
- 十三 その他、本法人の運営及び業務に関する重要な事項

2 議長は、理事会の議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
(業務の決定の委任)

第13条 法令及び本寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他本法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において常任理事会、大学長、各校長及びその他の指名した理事に委任することができる。
(理事長の職務及び選任等)

第14条 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理し、定められた法人業務を執行する。

2 理事長は、評議員会の意見を聴き、理事会において理事総数の過半数の議決により選任する。その職を解任するときも、同様とする。

3 理事長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、連続して8年を超えないものとする。
(理事の代表権の制限)

第15条 理事長以外の理事は、本法人の業務について、本法人を代表しない。
(理事長職務の代理等)

第16条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において指名した理事が、その職務を代理し、又はその職務を行う。
(常務理事の職務及び選任等)

第17条 常務理事は、理事長を補佐する。

2 常務理事は、理事長が推薦し、評議員会の意見を聴き、理事会において理事総数の過半数の議決により選任する。その職を解任するときも、同様とする。

3 常務理事の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、連続して8年を超えないものとする。
(常任理事会)

第18条 理事会に常任理事会を置き、理事会から委任された本法人の業務を審議決定するとともに、重要事項を理事会に提案する。

2 常任理事会は、理事長、常務理事、学院長、大学長、法人事務局局長及び理事会において校長、園長のうちから選任された理事2人をもって構成する。

3 常任理事会で審議決定する事項及び議事運営については、別に定める。

4 理事長は、常任理事会で審議決定した事項を理事会に報告しなければならない。
(大学長等の職務)

第18条の2 大学長は、本法人が設置する大学の教学を統轄するとともに、理事会から委任された大学業務を執行する。

2 第3条に規定する学校の長は、当該学校の教学を統轄するとともに、理事会から委任された業務を執行する。
(理事、監事の責任)

第18条の3 理事は、委任契約に従い本法人の業務執行を誠実に行わなければならない。

2 理事は、本法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、当該事実を監事へ直ちに報告しなければならない。

3 理事は、その任務を怠ったときは本法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。この責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。

4 第1項及び前項の規定は、監事に適用する。
(責任の一部免除)

第18条の4 役員が任務を怠ったことによって生じた損害について本法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、役員が賠償の責任を負う額から、私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という。）の規定に基づく最低限度額を控除して得た額を限度として、総評議員の3分の2以上の議決を得て、免除することができる。
(責任限定契約)

第18条の5 理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又は本法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下、本条において「非業務執行理事等」という。）が、任務を怠ったことによって生じた損害について本法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金60万円以上であらかじめ理事会で定めた額と私立学校法において準用する一般社団・財団法人法の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を、非業務執行理事等と締結することができる。

第3章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第19条 本法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、52人の評議員をもって組織する。評議員は第1条の目的を達成するのに適当な者でなければならない。
- 3 評議員会は、定期評議員会及び臨時評議員会とする。定期評議員会は、毎年3月及び5月に招集する。
- 4 評議員会は、理事長が招集する。
- 5 理事長は、学院長又は評議員10人以上から、会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求されたときは、14日以内に評議員会を招集しなければならない。
- 6 臨時評議員会は、理事長が必要と認めたとき、又は第8条若しくは前項による請求の場合に招集する。
- 7 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により会議の7日前までに、通知を発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 8 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 9 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 10 前項の場合において、評議員会に通知された事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 11 評議員会の議事は、本寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 議長は評議員として議決に加わることができない。
- 13 評議員会の議案について特別の利害関係を有する評議員は、その議決に加わることができない。

(評議員会諮問事項)

第20条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かななければならない。

- 一 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産のうち重要なものの処分
 - 二 事業計画及び事業に関する中期的な計画
 - 三 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - 四 第5条第2項の理事長及び常務理事の選任及び解任
 - 五 第6条第1項第一号の学院長の選任及び解任
 - 六 第6条第1項第四号及び第五号の理事の選任
 - 七 役員の解任
 - 八 目的たる事業の成功の不能による解散
 - 九 寄附金品の募集に関する事項
 - 十 残余財産の処分に関する事項
 - 十一 寄附行為の変更及び寄附行為施行細則の変更
 - 十二 収益事業に関する重要事項
 - 十三 役員に対する報酬等の支給基準の制定及び変更
 - 十四 その他本法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
- 2 議長は、評議員会の議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

(評議員会報告事項)

第20条の2 理事長は、次の各号に掲げる事項について、評議員会に報告をし、その意見を求めなければならない。ただし、第三号については理事長に代わり、監事が報告するものとする。

- 一 決算報告
- 二 事業実績報告
- 三 監査報告
- 四 その他本法人の運営に関する事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第21条 評議員会は、本法人の業務、財産の状況又は役員の業務執行の状況について役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に応え、又は役員から報告をもとめることができる。

(評議員の選任)

第22条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 関東学院大学長、関東学院高等学校長、関東学院六浦高等学校長、関東学院小学校長、関東学院六浦小学校長、関東学院六浦こども園長及び関東学院のびのびのば園長
- 二 関東学院大学の各学部の学部長及び大学事務局長
- 三 法人事務局に所属する専任職員のうちから選出された者2人
- 四 大学に所属する専任職員のうちから選出された者5人
- 五 本学院が設置する大学を除く各学校に所属する専任職員のうちから選出された者8人
- 六 第6条第1項第五号の理事及び理事会から推薦された学識経験者1人
- 七 関東学院同窓会員で年令25年以上の者のうちから、評議員会において選任された者12人。ただし、本法人の職員を除く。
- 八 アメリカン・バプテスト海外伝道協会員のうちから、評議員会において選任された者2人
- 九 日本バプテスト同盟所属教会員のうちから、評議員会において選任された者2人。ただし、本法人の職員を除く。

2 評議員は、その選任の条件となった資格を失ったときは、退任するものとする。

(評議員の任期)

第23条 評議員(前条第1項第一号及び第二号評議員を除く。)の任期は4年とする。ただし、再任を妨げない。

2 評議員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行うものとする。

3 評議員に欠員を生じたときは、すみやかにこれを補充しなければならない。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(評議員の解任及び退任)

第24条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員会において、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- 二 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了
- 二 辞任
- 三 死亡
- 四 選任の条件となった資格の喪失

第4章 資産及び会計

(資産)

第25条 本法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第26条 本法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

2 基本財産は、本法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、本法人の設置する学校の経営に必要な財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 収益事業用財産は、本法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、収益事業に係る決算書類の財産目録の資産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。

5 寄附金品については、寄附者の指定に従って、基本財産、運用財産、又は収益事業用財産に編入する。

(重要な資産の処分の制限)

第27条 基本財産及び運用財産中の不動産のうち重要なものについては、これを処分してはならない。ただし、本法人の業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、評議員会の意見を聴き、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(経費の支弁)

第28条 本法人の設置する学校の経営費は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、その他の収入をもって支弁する。

(積立金の保管)

第29条 基本財産及び運用財産中の積立金は、安全確実な方法によって理事長が保管する。

(会計年度)

第30条 本法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(会計)

第30条の2 本法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 本法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算及び事業計画)

第31条 本法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 本法人の事業に関する中期的な計画は、4年以上6年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算及び事業実績の報告)

第32条 本法人の決算は、毎会計年度終了後2箇月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2箇月以内に、決算及び事業の実績を、監事の意見を付して評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部または全部を学校会計に繰り入れなければならない。

4 監事は、毎会計年度終了後2箇月以内に監査報告書を作成し、評議員会に報告しなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第33条 本法人の財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書は、毎会計年度終了後2箇月以内に作成しなければならない。

2 本法人は、前項の書類、第8条第二号の監査報告書、役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿）及び役員に対する報酬等の支払いの基準及び寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。ただし、備付け及び閲覧は、寄附行為を除き、作成又は変更の日から5年間とする。

3 前項に規定にかかわらず、役員等名簿について閲覧の請求があった場合には、本法人は個人の住所にかかわる記載部分を除外して閲覧させるものとする。

(役員の報酬)

第33条の2 本法人は、役員に対して別に定める報酬等の基準に従って算定した額を、報酬等として支給する。

(資産総額の変更登記)

第34条 本法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3箇月以内に登記しなければならない。

第5章 削除

第35条 削除

第36条 削除

第6章 解散及び合併

(解散)

第37条 本法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

一 評議員会の議決及び理事会において理事総数の3分の2以上の議決

二 本法人の目的たる事業の成功が不能となった場合で、評議員会の意見を聴き、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決

三 合併

四 破産手続き開始の決定

五 文部科学大臣の解散命令

2 前項第一号に掲げる事由による解散にあつては、文部科学大臣の認可を、同項第二号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第38条 本法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、本寄附行為第1条の趣旨に基づいて、キリスト教に基づく教育を行う学校法人又は教育の事業を行う公益社

団法人若しくは公益財団法人に寄附する。

- 2 前項の場合は、評議員会の意見を聴き、解散のときにおける理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。

(合併)

第39条 本法人が合併しようとするときは、評議員会の議決、及び理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第40条 本寄附行為を変更しようとするときは、評議員会の意見を聴き、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。ただし、第1条の変更については、評議員会の議決を得るものとする。

- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、評議員会の意見を聴き、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

(公告の方法)

第41条 本法人の公告は、関東学院掲示板に掲示する。

(情報の公表)

第41条の2 本法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を遅滞なく公表する。

- 一 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為の変更の届出をしたとき、寄附行為の内容
- 二 監査報告書を作成したとき、当該監査報告書の内容
- 三 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき、これらの書類の内容
- 四 役員に対する報酬等の支給基準を定めたとき又は変更したとき、当該報酬等の支給の基準（施行細則等）

第42条 本寄附行為の施行に必要な細則は、評議員会の意見を聴き、理事会が定める。

- 2 本法人及び本法人の設置する学校の管理運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、文部大臣による組織変更認可の日（昭和26年2月15日）から施行する。
- 2 本法人設立当初の役員は、次の通りとする。

理事長 ウィリアム・アキスリング

理事 坂 田 祐

理事 ビー・エル・ヒンチマン

理事 ウィラード・タッピング

理事 岡 本 達

理事 中 居 京

理事 菅 谷 仁

理事 内 田 政 道

理事 青 柳 茂

監事 千 葉 勇

監事 向 谷 容 堂

附 則

この寄附行為は、昭和27年4月2日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和28年3月12日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和31年8月10日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和32年3月22日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和32年10月10日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和33年6月28日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和34年9月26日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和37年3月20日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和37年8月3日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和40年7月30日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和41年1月25日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和42年4月1日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和43年3月15日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和43年12月20日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和44年5月21日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和45年9月5日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和48年1月27日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和48年3月28日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和48年12月19日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和51年2月25日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和51年5月29日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和51年9月11日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和53年9月27日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和56年4月1日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和61年10月1日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和61年12月23日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成2年12月21日）から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成3年12月20日）から改正施行する。ただし、第3条の改正規定は平成4年4月1日から施行する。

（関東学院大学工学部第一部の電気工学科の存続に関する経過措置）

関東学院大学工学部第一部の電気工学科は、改正後の寄附行為第3条第一号の規定にかかわらず平成4年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成5年3月19日）から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成7年3月16日）から改正施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成10年12月22日）から改正施行する。ただし、第3条第一号の改正規定は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 関東学院大学経済学部第一部経済学科及び経営学科は、改正後の寄附行為第3条第一号の規定にかかわらず、平成11年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成11年10月7日）から改正施行する。ただし、第3条第一号の改正規定は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 関東学院大学工学部第一部機械工学科、電気・電子工学科、建築学科、土木工学科、工業化学科及び建築設備工学科は、改正後の寄附行為第3条第一号の規定にかかわらず、平成12年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成13年5月29日）から改正施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成13年9月28日）から改正施行する。ただし、第3条第一号の改正規定は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 関東学院大学文学部英米文学科及び社会学科は、改正後の寄附行為第3条第一号の規定にかかわらず、平成14年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、平成13年10月22日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成13年12月20日）から改正施行する。

附 則

平成14年11月19日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

平成15年3月20日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成15年11月27日）から改正施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成16年4月1日から改正施行する。
- 2 関東学院大学工学部電気・電子工学科、土木工学科及び工業化学科は、改正後の寄附行為第3条第一号の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成16年9月30日）から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成17年8月9日）から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、平成19年5月26日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成20年3月11日）から改正施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成20年4月1日から改正施行する。
- 2 関東学院大学法学部法律学科は、改正後の寄附行為第3条第一号の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、平成20年5月24日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、平成22年5月22日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成24年1月25日）から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成24年2月15日）から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、平成24年3月31日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、平成24年4月1日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成24年11月2日）から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成25年3月29日）から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2013年7月5日）から改正施行する。

附 則

1 この寄附行為は、2015年4月1日から改正施行する。

2 関東学院大学文学部英語英米文学科及び比較文化学科は、改正後の寄附行為第3条第一号の規定にかかわらず、2015年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、2015年5月23日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、2016年2月27日に改正し、2016年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2016年3月17日）から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2016年8月31日）に改正し、2017年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2017年3月28日）に改正し、2017年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、2017年3月25日に改正し、2017年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2018年3月16日）から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、2018年7月28日に改正し、2018年9月21日から施行する。

附 則

この寄附行為は、2018年9月29日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、2019年5月25日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2020年3月16日）に改正し、2020年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2020年3月30日）に改正し、2020年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、2020年3月28日に改正し、2020年4月1日から施行する。

附 則

2021年3月3日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、2021年3月27日に改正し、2021年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2021年6月11日）に改正施行する。